

令和 8 年度

下川町簡易水道事業水質検査計画

1 水質検査の実施項目

下川浄水場給水区域（浄水）

○: 毎月検査 ●: カビ臭検査 △: 全項目検査 ▲: 有機フッ素化合物

No.	水質基準項目	給水栓水質検査(下川浄水場給水区域)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
2	大腸菌	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
3	カドミウム及びその化合物		△			△			△			△	
4	水銀及びその化合物		△			△			△			△	
5	セレン及びその化合物		△			△			△			△	
6	鉛及びその化合物		△			△			△			△	
7	ヒ素及びその化合物		△			△			△			△	
8	六価クロム化合物		△			△			△			△	
9	亜硝酸態窒素	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		△			△			△			△	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
12	フッ素及びその化合物		△			△			△			△	
13	ホウ素及びその化合物		△			△			△			△	
14	四塩化炭素		△			△			△			△	
15	1,4-ジオキサン		△			△			△			△	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		△			△			△			△	
17	ジクロロメタン		△			△			△			△	
18	テトラクロロエチレン		△			△			△			△	
19	トリクロロエチレン		△			△			△			△	
20	PFOS及びPFOA								▲				
21	ベンゼン		△			△			△			△	
22	塩素酸	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
23	クロロ酢酸		△			△			△			△	
24	クロロホルム		△			△			△			△	
25	ジクロロ酢酸		△			△			△			△	
26	ジブromクロロメタン		△			△			△			△	
27	臭素酸		△			△			△			△	
28	総トリハロメタン		△			△			△			△	
29	トリクロロ酢酸		△			△			△			△	
30	ブromジクロロメタン		△			△			△			△	
31	ブromホルム		△			△			△			△	
32	ホルムアルデヒド		△			△			△			△	
33	亜鉛及びその化合物		△			△			△			△	
34	アルミニウム及びその化合物		△			△			△			△	
35	鉄及びその化合物		△			△			△			△	
36	銅及びその化合物		△			△			△			△	
37	ナトリウム及びその化合物		△			△			△			△	
38	マンガン及びその化合物		△			△			△			△	
39	塩化物イオン	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		△			△			△			△	
41	蒸発残留物		△			△			△			△	
42	陰イオン界面活性剤		△			△			△			△	
43	ジェオスミン		△	●	●	△	●		△			△	
44	2-MIB		△	●	●	△	●		△			△	
45	非イオン界面活性剤		△			△			△			△	
46	フェノール類		△			△			△			△	
47	有機物(全有機炭素の量)	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
48	pH	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
49	味	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
50	臭気	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
51	色度	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
52	濁度	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○

一の橋浄水場給水区域（浄水）

○:毎月検査 ◎:年4回検査 ●:カビ臭検査 ▲:有機フッ素化合物

[illegible]

下川浄水場・一の橋浄水場（原水）

○：原水検査 ▲：原水（有機フッ素化合物）検査

No.	水質基準項目	原水水質検査				
		下川浄水場（年4回）				一の橋浄水場（年1回）
		4月	7月	10月	1月	7月
1	一般細菌	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○
20	PFOS及びPFOA		▲			▲
21	ベンゼン	○	○	○	○	○
22	塩素酸					
23	クロロ酢酸					
24	クロロホルム					
25	ジクロロ酢酸					
26	ジブロモクロロメタン					
27	臭素酸					
28	総トリハロメタン					
29	トリクロロ酢酸					
30	ブロモジクロロメタン					
31	ブロモホルム					
32	ホルムアルデヒド					
33	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○
42	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○
43	ジェオスミン	○	○	○	○	○
44	2-MIB	○	○	○	○	○
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○
46	フェノール類	○	○	○	○	○
47	有機物（全有機炭素の量）	○	○	○	○	○
48	pH	○	○	○	○	○
49	味					
50	臭気	○	○	○	○	○
51	色度	○	○	○	○	○
52	濁度	○	○	○	○	○
	嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○

(1) 採水場所

- | | | |
|-------------|----------------|------------------|
| ①下川浄水場給水区域 | 原水・・・下川浄水場着水井 | 浄水・・・下川町役場庁舎内給水栓 |
| ②一の橋浄水場給水区域 | 原水・・・一の橋浄水場着水井 | 浄水・・・一の橋住民センター |

- (2) 原水水質による検査、浄水水質による毎月検査、年4回検査、カビ臭検査、26項目検査の項目は上記の表のとおり行うものとし、水質検査、目視等により水質に異常があると判断した場合には、臨時の水質検査を行う。検査は名寄市水道事業のほか、水道法第20条第3項の登録を受けた水質検査機関に委託して行う。
- (3) 令和8年度から水質基準改定に伴いPFOS及びPFOAを検査項目に追加する。26項目検査については、一の橋浄水場給水区域において令和6年度(2024年度)に検査を行い、過去の水質検査の結果が水質基準の2分の1を超えず原水並びに取水地点及びその周辺の状況に変化がないことから3年に1回の頻度に省略し、令和9年度(2027年度)に検査を行う。下川浄水場給水区域においては、過去の水質検査の結果は水質基準の2分の1を超えないが、取水地点上流にダムが建設されたことに伴い平成31年度(2019年度)から省略せず年4回の検査を毎年行っていること、令和6年3月より浄水方法を急速ろ過から膜ろ過方式に変更した新たな浄水場より給水開始したことにより、令和8年度においても省略せずに検査を行う。
- (4) 色、濁り及び残留塩素については、毎月検査、年4回検査、カビ臭検査の他に、自己検査による毎日検査を行う。
- (5) 水質検査計画は、町のホームページ上で公表するとともに、必要に応じて随時情報提供を行う。

2 水質異常時における給水停止・制限の取扱いについて

- (1) 定例の水質検査結果、目視等により水質に異常があると判断した場合には、臨時の水質検査を行う。但し、直ちに人の生命に危険が生じ、または身体の正常な機能に影響を与える恐れがある場合には、給水を停止するなど適切な対応を取る。その際、直ちに所管保健所長に状況を報告する。
- (2) 臨時の水質検査結果においても、基準を超過した項目がある場合は、超過した項目により給水を停止、または制限するなど、適切な対応を取るとともに、直ちに所管保健所長に報告する。
- (3) 従前は、低位で推移していた項目が水質基準の7割を超過した場合にあって、水質基準を超過する恐れがあると判断した場合は、直ちに所管保健所長に連絡し、対応等について協議する。
- (4) 「水質基準項目」が水質基準を超過し、または超過する恐れがある場合、原則、下表のとおり対応する。

措 置		判 断 基 準
給 水 停 止	水道法第23条の緊急停止	直ちに人の生命に危険を生じ、または身体の正常な機能に影響を与える恐れがある場合。 (例) ●毒物の投入等、人為的な汚染の恐れがある場合 ●急性中毒等を生じる恐れがある場合 ●基準超過が続き、このまま給水を継続した場合、慢性中毒等を生じる恐れがある場合
	任意の給水停止	上記の他、給水停止が必要と判断した場合
給 水 継 続	用途を制限し継続	給水停止が必要な場合のうち、雑用水に用途を制限し継続する必要がある場合。 なお、この場合は関係者に対し、飲用等に利用することが危険であり、雑用水に用途を制限することを周知する。
	監視継続	上記以外。 但し、基準超過が長期化する場合には、必要に応じて改善を行うこと。

- (5) 「水質管理目標設定項目」における水質についても、目標値等を超過した場合等には、必要に応じて(4)に準じ、給水を停止するか判断する。